

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条に基づく変更の届出の内容の公示

独立行政法人 産業技術総合研究所における、日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十号）第五条に基づく変更の届出及び特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定に基づく指定の手続等を定める件（平成二十一年三月三十一日経済産業省告示第六十一号）第五条に基づく変更の届出の内容について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 9 日
特許庁長官 岩井 良行

独立行政法人 産業技術総合研究所 特許生物寄託センターにおける、日本国において国際寄託当局が行う特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく微生物の寄託等に関する実施要綱(平成十四年経済産業省告示第二百九十号)（以下、「国際実施要綱」という。）第二十一条、及び、特許微生物寄託等事業実施要綱(平成十四年経済産業省告示第二百九十一号)（以下、「国内実施要綱」という。）第十九条により定めようとする微生物の種類を下記のとおり変更する。

記

1. 国際実施要綱第二十一条及び国内実施要綱第十九条により定めようとする微生物の種類

原生動物、植物細胞、種子及び藻類。ただし、次のものを除く：

- 健康又は環境に対し害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある性質を有する微生物であって、独立行政法人産業技術総合研究所「微生物実験取扱要領」

第二十四条第一項第一号ハ若しくはニ又は同条同項第二号ハ若しくはニに該当するレベル3又は4に分類される微生物

- 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）」第六条第二十項から第二十二項にそれぞれ規定する一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等

- 「研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年文部科学省・環境省令第一号）」第五条に規定する P3P レベルの拡散防止措置を必要とする微生物

- 組成や系統分類学上の位置が不明確な微生物の混合物

独立行政法人 産業技術総合研究所 特許生物寄託センターは、技術的あるいは法的に管理することが困難な寄託物の受託を拒否する権利を有する。

2. 変更の日

平成 24 年 3 月 31 日

3. 備考

独立行政法人 産業技術総合研究所 特許生物寄託センターにおいて、平成 24 年 3 月 30 日以前に受託された微生物、及び、平成 24 年 3 月 30 日以前に特許法施行規則第二十七条の二第一項の規定により特許庁長官の指定する機関で受託され、平成 24 年 3 月 31 日以降に特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約第二条（viii）の国際寄託当局に移管される微生物については、保管を継続する。